

# 社会福祉法人晃樹会評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人晃樹会（以下「本苑」という。）の定款第8条の規定に基づき評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

## (報酬)

第2条 評議員が、その職務の為、評議員会に出席したときは、報酬として別紙1により支給する。

## (費用弁償)

第3条 評議員は、その職務の為、評議員会に出席したときには、別紙2により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合は、「旅費規程」に基づき、旅費を支給することが出来る。この場合、前項の費用弁償は行わない。

## (報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第5条 本苑は、この規程にもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

## 別紙1 報酬の額

役職	報酬日額	年度総額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	10,000円	40,000円	280,000円

## 別紙2 費用弁償の額

日額 3,000円